

意見書の要旨

八王子都市計画地区計画（北野台地区地区計画）の変更の原案を令和元年12月4日から2週間公衆の縦覧に供したところ、八王子市地区まちづくり推進条例（平成18年八王子市条例第44号）第23条の規定により、利害関係者1名1通の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名 称	意見書の要旨	八王子市の見解
八王子都市計画 地区計画 北野台地区地区 計画の変更	<p>I 賛成意見に関するもの 1通（1名）</p> <p>1 地区計画の変更に関する意見 北野台地区は住民の高齢化が進み、運転免許の返納の時が近づき、足の便も悪く、バスの利用もだんだん不自由になる。それに伴い、銀行の利用や、買い物にも制限されるようになることが目に見えている。</p> <p>また、地区内の住宅が立て替えられ、比較的若年層の新規入居も進んでおり、これらの住民は夫婦共働き家庭で、夜間のちょっとした市販薬や買い物ができればと近隣の若手世帯は期待しているようである。</p> <p>また、将来一人暮らしになった折、地区の友人と暮らすコミュニティ場所や居住施設があるとなお助かる。</p> <p>西武ショッピングセンターの空き地もこのような観点から、環境維持と暮らし、交通安全に配慮し、5～6年後を見通した商業施設などを誘致していただけるように期待しており、ぜひこの方針に沿った都市計画の変更を推進していただきたく、賛成する。</p> <p>II 反対意見に関するもの なし</p> <p>III その他の意見 なし</p>	<p>I 賛成意見に関するもの</p> <p>1 地区計画の変更に関する意見 北野台地区は、既定の北野台地区地区計画により、みどり豊かで良好な住環境が保全されてきた一方、ショッピングセンターの閉店により身近な生活利便機能の低下がみられます。</p> <p>本変更は、上位計画を踏まえ、周辺の住環境との調和に配慮しつつ、ショッピングセンター跡地において、日常生活に必要な買い物、交流、福祉、子育てを支える機能・サービスの誘導等、適切な土地利用を図ることを目的としています。</p> <p>決定にあたっては、住民や関係者のご意見を聴きながら、都市計画法に基づき、適正に手続きを進めてまいります。</p> <p>II 反対意見に関するもの</p> <p>III その他の意見</p>